

94 「代数有之御百姓」「品替御百姓」 「古人」とは何か

問 「安永風土記御用書上」の中に出ている「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」とは、どういうことですか。どの字引きを見てもわかりません。

答 これらは、いずれも風土記書上げ当時に於ける、本百姓の中の特別なものを指しています。本百姓は表百姓とも人頭〔にんとう〕ともいい、寛永17年〔1640〕から21年にかけて行われた、いわゆる寛永検地の際、自己の屋敷及び耕地を保有し、納税責任者として検地帳に登録された百姓であります。⁽¹⁾ 本百姓以外の農民には、名子・水呑・被官・借屋等がありますが、独立人格は認められず、すべて本百姓に隸属する存在でした。田辺希元が、安永2年〔1773〕から同9年にかけて集成した「安永風土記御用書上」に於て、本百姓の中の特別な者を別扱いしたのが「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」なのであります。それらについて説明しますと、次の通りです。

1. 代数有之御百姓〔だいすうこれあるおひゃくしょう〕

中世以来その農地に定着している百姓を「草分け百姓」といいます。また検地は検地竿を用いて実施するので竿入れともいい、検地を受けて年貢上納の義務者となることを、お竿答えといい、そのようにして、寛永検地の時点に於て、表百姓として公認された農民が「竿答えした百姓」であります。これら「草分け百姓」「竿答えした百姓」のうち、特に家柄がよく先祖が明瞭で、代々連綿と家系が続いている百姓が、この「代数有之御百姓」と呼ばれるものであります。ところが、当時の肝入の主觀が必ずしも厳密ではなく、中世以来の系統が明らかな家でも書き洩れているものがあり、反対に寛永以後独立を認められた新百姓でも村の有力者であれば書き上げられているものもあります。

2. 品替御百姓〔しながわりおひゃくしょう〕

本百姓の中での地方素封家で、先祖に功勞があり苗字帯刀を許された者、藩主の巡行時に御昼食や宿舎をつとめ拝領物を賜わった者など、特別な由緒で格別な恩典や待遇を与えられた者をいいます。

3. 古人〔こにん〕

往古よりその土地に居住している由緒ある百姓で、「御境目〔おさかいめ〕古人」など永代のものと、「御山守御村古人」など一代限り指定された古人とがあります。それぞれの境界や山林の事情に最もよく精通しているので、紛争が起った場合などには、その裁定に参加しなければならぬ義務がありました。しかし、この古人は、全く少数しかありませんでした。

なお、村方役人である大肝入は主として古人、品替百姓から、肝入・検断は品替百姓・代数有之百姓から多く選任されるのが常でした。⁽⁶⁾ ⁽⁷⁾ ⁽⁸⁾ ⁽⁹⁾

- 注(1) 伊達政宗の死後6か月そそこの寛永13年〔1636〕12月1日、若林倉庫が原因不明の不審火で炎上し、収蔵の郡村検地帳〔天正期に太閤検地、文禄・慶長・元和期に政宗検地が行われていた〕を全焼した。そこで寛永17年〔1640〕第2代忠宗は、領内総検地の実施を下命したのである。これを寛永検地という。これについて「義山公家記録」巻之3 寛永17年7月1日の条に、次のように記してある。『今度御領内総検地仰付ラルニ就テ、今日加美郡四釜邑ヨリ御竿打始ム、先年若林御蔵出火、郡邑検地ノ帳等焼亡ス、因テ今年改テ検地仰出サレ、遠藤式部玄信〔はるのぶ〕ニ惣奉行仰付ラル、式部病氣ニ就テ、富塚内蔵重綱ヲ仰付ラレ、和田因幡為頼、鶴田〔ときた〕駿河周如〔かねゆき〕差副ヘラル、此外検地ノ輩三十五組、勘定人以下役者百六十余人アリト云々 御検地惣奉行等仰付ラルノ月日不知』。総検地は開始後満3年を経て寛永20年9月に完了し、翌正保元年から新検地帳によって年貢の収納が行われた。領内の農村は徹底的に検地され、検地帳に登録された田畠は本田・本畠と呼ばれ、その後長く課税の基礎となった。納税義務者は本百姓として確定され、農村支配体制は強固に基礎づけられると共に、家臣団に対する知行制度も確立することができたのである。なお、寛永検地後開発された田畠は新田〔しんでん〕と呼ばれ、その都度検地して新田検地帳に登録された。本田・本畠に変化があった場合には、地損倒目帳等が作られた。寛永検地帳すなわち「本検地帳」をはじめこれらの検地帳は、村肝入の最も重要な引継文書とされていた。
- 注(2) 身分的に表百姓に隸属する農民で、多くは表百姓の屋敷内に家を構え、表百姓の耕地を小作した。従って、独立して納税義務を負担できる資格と能力のない、百姓として公認されないものである。名子の隸属する表百姓即ち名子主は、本家または大家〔おおや〕と呼ばれ、名子を家父長的に支配し、これに対して名子は種々の賦役を提供した。この名子主の家父長的経営は、中世以来東北の一般的な農業経営形態だったものの存続であって、仙台領に於ては幕末までなお遺制的に存在した。名子は発生的には高〔自己保有の農地〕を有するものではなかったが、長い間に名子身分のままで高をもつ者が現われ、近世の名子には、高持名子と無高名子の二種を生じた。高持名子は、検地帳に表百姓の「名子」或いは「内之者」としてその持高が記載されたが、直接の貢納責任者とは認められないため、すべて表百姓を通じて納税しなければならなかった。しかし、新田開発の盛行につれて、高持名子は次第に独立の機会を得て新百姓となり、中期以降は名子が漸減して行った。
- 注(3) 自己の耕地を保有しない農民で、表百姓の田畠等を小作し、生活程度が最低で最も悲惨をきわめた者であるといわれる。名子と水呑の身分上の相違は、主に表百姓に対する譜

代の奉公關係の有無にある。即ち、名子は譜代の奉公關係のもとに、本家との間に緊密強固な主従關係をもつてゐる。水呑は田畠の小作關係の上に発生したものであるから、本家に対する身分的隸属性は、さほど強くなかったことがある。水呑は現実にはかなり多数あったらしいが、検地帳からは除外され、いわゆる「帳外れ」とされていたので、表面には現われなかつた。しかし、新田開発に刻苦碎身した水呑は、次第に独立の機會を与えられて新百姓となつていった。

注(4) 本来、中世武家社会に於て上級武士に仕えて、その命を奉ずる下級武士のことをいったのであるが、近世農村では意味が転化して、一般に本百姓に隸属する下層農民を指していくようになつた。仙台領農村では、人數改帳などに屢々現われてくる。この被官と名子とが、どう違うかは明確でない。しかし人數帳の記載順序が、被官が名子・水呑の上位にあることから、単なる名子とは區別して重んじなければならぬ位、本家との古い特別な主従關係にあったものであると見られている。

注(5) 自己の居住する屋敷・家屋をもたず、他人の家屋を借用しているもので、表百姓に隸属してその田畠を小作した。また、宿駅や町場には、一人立ちのできない小商人や職人・労働者となっている者もあつた。

そのほかの隸属農民には、添人・扶持喰〔表百姓に寄食するもので、破産した百姓の家族や身障者などに多かった〕・下人〔譜代の家内奉公人で、表百姓に人身的に隸属し売買の対象にさえなることもある、いわば家内奴隸である〕があつた。

しかし、生産意欲も低く、貢租責任もない隸属農民層の存在は、藩財政上からも、農民掌握の見地からもマイナスであるので、その解放即ち新百姓への独立を進める方針がとられたので、中期以降からは著しい減少をみせて行つた。ところが、このような中世的隸農解放が進行しつつある時、一方には新しい隸属農民即ち本百姓から転落した小作水呑百姓が発生しつつあつた。

注(6) 郡村支配を徹底するため、藩が任命する郡方役人とは別に、農村の有力者の中から任命される役人。大肝入・肝入・検断・組頭等である。なお仙台領には、他領や天領等で地方三役の一つとされる百姓代はなかつた。〔最近の大学入試に出題されたことがあるので注意を要する〕。

注(7) 地方きっての有力者が任命された。原則として各代官区〔4郡奉行区・19代官区〕に1名置いたが、特に指定した地区には別に1名置かれた。職務は代官の命を受けて管内の行政・司法・警察に関する事を掌つた。肝入以下の村役人を指揮監督し、貢租を取りまとめて送納し、肝入の進退を代官に具申し、郡村の諸経費を割付徴収し、罪人を下調べの上代官に移牒した。配下に手代〔書記〕1名・増手代1名・締役〔犯人逮捕等に従事〕数名・小使1名を置いた。大肝入は世襲されることが多く、年貢・諸役郡役を免

除され、帯刀及び絹紬を着ることを許された。筆紙墨その他の費用はすべて管内から徴収した。

注(8) 各村に1名を置き、大村の場合はこれを数区に分けて各1名安置された。肝入は肝煎とも書き、関東の名主、関西の庄屋に相当するものである。肝入は、中世郷村の自治的結合の中心だったので、近世封建制成立の際、村落支配の手段に逆用されることになったものである。肝入の職務は極めて広汎で、年貢・諸役の割付・徴収・人別改〔戸籍調査〕・検地帳はじめ村方帳簿の作成保管・百姓条目の徹底・土木普請の具申・組頭以下の人事を専決し、村民の願届書には総て末書して申達した。肝入は自分の年貢以外の諸村役及び諸郡役を免除され、功労ある者は苗字帯刀を許され、更に知行を給される者もあった。肝入の事務処理に要する筆紙墨その他の費用は、総て村の負担とした。なお、手代を置く場合もあった。肝入は、有力な百姓の中から適任者を大肝入が代官に推薦し、代官によって任命された。多くは世襲であったが、寄合で選挙するところもあった。初期の肝入は村の名門・旧家で、曾て武士であった者が多かったが、中期以降は富裕な実力者がこれに代り、村民の信頼にそむくような肝入も現われてきた。

注(9) 宿駅に1人乃至2人置かれた。肝入と並んで地方では最も重要な職務で、主として伝馬関係の業務を取扱った。その任命等は肝入と同様の手続きで行われた。肝入が検断を兼務する場合もあった。

資料 宮城県史第2巻

仙台藩農政の研究（近世村落研究会編）

95 岡千仞の歿年は大正何年か

問 岡千仞の歿年を「仙台人名大辞書」は大正2年、平凡社の「大人名事典」は大正3年と書いています。どちらが正しいのですか。

答 岡千仞の歿年を、大正2年と記したものに次のものがあります。

「岡家系譜」（岡灌原編の第三伝写本）

〔1〕
「仙台市史」第7巻

「大日本人名辞書」（大日本人名辞書刊行会編）

「仙台人名大辞書」（菊田定郷）

「宮城県郷土史年表」重訂版（菊地勝之助）